

令和2年度  
大村市小規模保育事業指導監査  
監査結果報告書

(令和3年3月)

大村市 こども政策課  
管理グループ 監査担当

# 1 小規模保育事業指導監査の概要

## 1. 基本方針

小規模保育事業を行う事業所に対し、児童福祉法、大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等に基づき、令和2年度大村市小規模保育事業指導監査実施計画に定める重点事項を中心に、施設の安全や衛生管理、保育計画及び職員の適正配置等について実地監査及び書面監査を実施し、改善を要する項目について指摘や助言等の指導を行いました。

## 2. 指導監査の重点事項

### (1) 労働法規の遵守の徹底

- ・賃金や各種手当の支給、労働時間の管理、有給休暇の付与など労働基準法をはじめとする各労働法規は遵守されているか。

### (2) 人材の育成と定着化

- ・適正な給与水準の確保や有給休暇の取得率の向上など労働条件の改善に努めるとともに、研修の機会を付与するなど職員の資質向上が図られているか。

### (3) 利用者からの負担金等の管理の適正化

- ・保管責任者及び補助者を選定し、職務分担を明確化するとともに、同一人による事務処理のみで入出金が行われないよう常に複数の者で確認を行い、内部けん制体制を確立しているか。施設長や監事による定期的な帳簿検査の実施など、確認機能が有効に働いているか。

### (4) 人権侵害の発生防止及びその対策

- ・身体拘束、虐待の防止を図るための対策や体制の整備、苦情解決のための仕組みの周知徹底及び公表を行っているか。

### 3. 指導監査の実施状況

令和2年度小規模保育事業等指導監査の実施状況は、表1の通りです。

市が認可した全ての小規模保育事業(17施設)に対して、法令に基づく保育の実践及び事業運営の状況等について実地監査又は書面監査を実施しました。

表1 令和2年度小規模保育事業指導監査の実施状況

#### 【 実地監査 】

| 実施日    | 園名            | 法人名             |
|--------|---------------|-----------------|
| 9月29日  | 小規模保育所つぼみのおうち | 社会福祉法人 わかば保育園   |
| 10月13日 | たけまつちっち保育園    | 社会福祉法人 とみのはら福祉会 |
| 10月27日 | 院内保育園さくら保育園   | 公益社団法人 地域医療振興協会 |
| 11月4日  | かめりあ保育園       | 社会福祉法人 カメリア     |
| 11月17日 | 小規模保育園キッズホーム  | 社会福祉法人 大村子供の家   |
| 12月1日  | ちぎのもり保育園      | 株式会社 創遊舎        |
| 12月8日  | 小規模保育園いるか     | 株式会社 りぼん        |
| 12月15日 | 小規模保育園まっぼっくり  | 社会福祉法人 植松保育園    |

#### 【 書面監査 】

| 園名          | 法人名             |
|-------------|-----------------|
| 小規模保育園このみ   | 社会福祉法人 木の実会     |
| すこやか保育園     | 社会福祉法人 西大村福祉会   |
| のびやか保育園     | 社会福祉法人 西大村福祉会   |
| かめりあ三城保育園   | 社会福祉法人 カメリア     |
| かめりあ三城第二保育園 | 社会福祉法人 カメリア     |
| かめりあ三城第三保育園 | 社会福祉法人 カメリア     |
| ちいさな保育園マーナ  | 社会福祉法人 遊亀会      |
| 小規模保育園どんぐり  | 社会福祉法人 植松保育園    |
| とみのはら保育園    | 社会福祉法人 とみのはら福祉会 |

## 2 指導監査の結果

### 1. 主な指摘事項について

本年度の指導監査において、大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等及び他関係法令に違反(軽微なものを除く)があり、文書指摘を行った項目、また違反の程度が軽微であり、口頭指摘を行った項目及びそれぞれの指摘件数は表2、指摘事項の詳細及び指導内容については、別表1の通りです。文書指摘事項については、小規模保育事業指導監査実施計画に基づき、期限を定めて改善報告書の提出を求めており、指摘事項については既に一定の改善を確認しています。

違反の程度が軽微である口頭指摘事項については、速やかに自主的な是正又は改善を行うこととしており、小規模保育事業全体の保育の内容及び質の向上、並びに事業運営の適正化を図っています。

表2 主な指摘事項と指摘件数

| 項目                          | 文書指摘 | 口頭指摘 |
|-----------------------------|------|------|
| 重要事項の説明及び掲示等(別表1) No.1、3、4) | 0件   | 18件  |
| 内部規程等 (No.2、5～7)            | 1件   | 8件   |
| 認可変更の手続き (No.8)             | 1件   | 0件   |
| 労働条件・辞令・届出等 (No.9～10)       | 0件   | 6件   |
| 非常災害対策 (No.11)              | 0件   | 7件   |
| 虐待等の禁止 (No.12)              | 0件   | 3件   |
| 衛生管理及び与薬 (No.13～14)         | 0件   | 4件   |
| 食事提供及び栄養管理等 (No.15)         | 0件   | 8件   |
| 健康診断等 (No.16～17)            | 0件   | 7件   |
| 自己評価 (No.18)                | 0件   | 9件   |
| 苦情対応 (No.19)                | 0件   | 2件   |
| 秘密保持 (No.20)                | 0件   | 5件   |
| 事故発生防止 (No.21)              | 0件   | 6件   |
| 保育計画 (No.22)                | 0件   | 2件   |
| 職員の配置基準 (No.23～24)          | 8件   | 1件   |
| 地域型保育給付費加算の算定 (No.25～26)    | 4件   | 0件   |
| 地域型保育給付費の額の通知 (No.27)       | 0件   | 11件  |

### 3 令和3年度 小規模保育事業指導監査について

#### 1. 監査方法

指導監査は原則として毎年度1回、実施します。

事前に提出していただく書面の審査と、実地にて施設・設備、帳簿等の確認及び施設長等からの聞き取りにより実施し、監査の結果については、監査後に書面で通知します。文書指摘事項については改善報告書を提出していただきます。

#### 2. 監査スケジュール

##### ・指導監査等の流れ

- ① 5月に小規模保育事業指導監査資料及び監査実施日程表を市より各園へ送付
- ② 各園は7月上旬までに小規模保育事業指導監査資料を市へ提出
- ③ 市は、監査実地1カ月前までに監査実施園へ監査実施通知を送付
- ④ 小規模保育事業指導監査資料で内容を確認した上、実地監査にて書類等をもとに確認
- ⑤ 指導監査後に講評を行い、状況に応じて各指導助言等を実施
- ⑥ 指導監査結果の通知を送付

##### ・令和3年度スケジュール(予定)

| 5月         | 6月 | 7月         | 8月              | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |                           |
|------------|----|------------|-----------------|----|-----|-----|-----|----|----|----|---------------------------|
| 監査資料<br>配布 |    | 監査資料<br>提出 | 指導監査<br>(8月～2月) |    |     |     |     |    |    |    | R3 監査結果<br>まとめ<br>R4 実施計画 |

#### 3. 監査実施期日について

令和3年度の小規模保育事業指導監査は、感染症対策を講じながら全施設実地により行う予定です。監査実施の概ね1カ月前までには、正式な通知を送付いたします。なお、監査スケジュールは新型コロナウイルスの感染拡大状況により変更となる可能性もありますが、その際は事前にお知らせいたします。